

鋸南町地域防災計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

町民の皆様からいただいたご意見に対する町の考え方などを取りまとめましたので公表いたします。

| | |
|-------|---------------------|
| 実施期間 | 令和4年1月31日～令和4年2月18日 |
| 意見提出者 | 2名 |
| 意見総数 | 5件 |

【第2編 震災対策編 第1部 災害予防計画】

| 意見の内容 | 意見に対する町の考え方 |
|--|--|
| 第4章 自主防災組織の育成 | |
| 第2節 自主防災組織の育成 【頁2-16】 | |
| <p>・自主防災組織の育成策として 自主防災組織に当該地区の実情に即した地区防災計画の作成・提出を義務付け、活動実績を年1回報告させ、相互検証する。</p> | <p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 自主防災組織につきましては、区長会にて町防災対策の推進として、自主防災組織の結成促進について町の考えをお示しし、補助事業等も含めて推進しています。 自主防災組織の円滑な運営や防災機能の効果的な発揮のため、自主防災組織の育成が必要となりますので連絡協議会を開催し、防災活動に関する知識の普及など自主防災組織の育成を図っていきます。</p> |
| <p>・自主防災組織の育成策として 自主防災組織に「個別避難計画」の作成が努力義務化に至った経緯や背景を、また、その作成の意義・必要性を充分認識せしめ、一定数以上の実働支援者増員を図るべく指導・要請する。</p> | <p>ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 令和2年度より、自主防災組織の結成の有無にかかわらず全行政区に対して「災害時避難行動要支援者名簿」についての趣旨説明と名簿の配布を開始しています。 「個別避難計画」につきましても、今後、区長会や自主防災組織の連絡協議会などを通じて協力要請等を検討していきます。</p> |
| 第2節 自主防災組織の育成 【頁2-17 表1.4.1】 | |
| <p>・自主防災組織の具体的活動内容として 【平時】：避難行動要支援者の個別避難計画の策定協力 【発災時】：避難行動要支援者の避難行動支援 をそれぞれ追記する。</p> | <p>ご提案の趣旨を踏まえ、素案を修正させていただきます。 具体的には、頁2-17 表1.4.1「自主防災組織の主な活動内容」について、現状の記述で左記の事項については含むものと解釈していますが、わかりやすくするため、表内の記述につきまして、平時では「要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理、避難行動要支援者の個別避難計画の策定協力など）」および、発災時には「避難（避難誘導、避難行動要支援者の避難行動支援、避難所の運営等）」に修正し明示します。</p> |

| | |
|--|--|
| 第10章 津波災害予防 | |
| 第1節 町民の津波に対する知識の普及 【頁2-27、28】 | |
| とある行政区の訓練時の避難場所は、土砂災害警戒区域に指定されている場所に隣接しているため、余震、本震による二次災害を回避する観点から、町より行政区に対して、避難場所の変更を指導すべき。 | ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。 日頃より、避難場所の点検、また、広報誌やパンフレットなどの広報媒体を活用し周知するとともに防災訓練等でも防災知識の普及、向上を図っていきます。 |
| 第2節 津波被害対策 【頁2-32】 | |
| 津波は地形条件によって津波高が違うので、南房総市が作成しているような地域（海岸）毎に津波高の情報を提供する津波ハザードマップに再考してはどうか。 | 計画本文に直接関係がありませんが、ご提案の趣旨を踏まえ、ハザードマップを修正させていただきます。具体的には、6箇所の地域（海岸）について千葉県に基づき、最大津波高、津波到達時間（第一波）の津波ハザードマップへの記載をします。 |